

I. 事実の概要

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に対して、風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

なお、X 及び Y の間には、共犯関係がなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであった。

II. 問題の所在

本問において、A は X 及び Y から支給された全く同種・同量の劇薬と一緒に飲み死亡しているため、いずれの劇薬の効果により A が死亡したか明らかでない。また、本問において X 及び Y はともに致死量の劇薬を支給していることから、X 及び Y のいずれかが劇薬を支給しなかった際にも A 死亡という結果は発生したと考えられる。したがって、条件関係の公式に当てはまらないことから因果関係が否定されるため、業務上過失致死罪の未遂処罰規定がないことから不可罰となると考えられる。

かかる判断は合理性を欠き不当であるとして、条件関係の公式を修正し、因果関係を認めることで両者に業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立しないか、条件関係の修正の可否が問題となる。

III. 学説の状況

A 説：条件関係修正説¹

択一的競合の場合、「あれなければこれなし」という条件関係の公式を修正し、「いくつかの条件の内、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合には、全ての条件につき因果関係を認めざるを得ない」として条件関係の公式を修正し、因果関係を肯定する。

¹ 前田雅英『刑法総論講義〔第4版〕』（東京大学出版会,2006年）171頁。
平野龍一『刑法総論I』（有斐閣,1975年）138頁。
大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』（成文堂,2009年）223頁。

B 説：条件関係修正否定説²

条件関係の公式を修正せず、択一的競合の場合は、まさにその犯人の行為が存在しなくとも結果は発生したのであるから、因果性はないとして、因果関係を否定する。

C 説：結果回避可能性説³

「あれなければこれなし」という条件関係の公式には、当該結果が回避可能であったか(結果回避可能性)を判断するという特別の意味があり、結果回避可能性がない場合には条件関係の存在を否定する見解。択一的競合の場合は、一方の行為によって結果が発生するのであるから、他方に結果回避可能性はないとして、両者の行為につき因果関係を否定する。

IV. 判例

最判昭和 26 年 9 月 20 日

(1)事実の概要

共犯関係の無い被告人外二名が、被害者に暴行を加え、結果死に至らしめたが、いずれの暴行・傷害により被害者が死に至ったのか不明であった。

(2)決定要旨

「原判決は本件傷害致死の事実について被告人外二名の共同正犯を認定せず却って二人以上の者が暴行を加え被害者を傷害ししかも傷害生ぜしめた者を知ることができない旨判示していること原判文上明らかなどころであるから、刑法 207 条を適用したからといって、原判決に所論の擬律錯誤の違法は存しない」

(3)検討

この判例は、共犯関係の無い二名以上の者による傷害致死事件につき、同時傷害罪の特例(207 条)を適用したものである。本条は「人を傷害した場合」と定めているため、その適用範囲が傷害のみに限られているとも思えるが、本条の立法趣旨たる共犯関係の無い二名以上の者が傷害という結果を生じさせた場合に、因果関係の証明を要するとその立証が困難となり、故に、いずれもその発生した結果を帰責できないという帰結は不当であるという点に鑑みて、「共犯の例」によって、暴行・傷害行為と死という結果の因果関係を推定し、傷害致死においても適用したものであると思われる。

² 町野朔『刑法総論講義案(1)』(信山社出版,1996 年)156 頁。

³ 山口厚『刑法総論〔第 2 版〕』(有斐閣,2009 年)54 頁。

V. 学説の検討

1. C説の立場では論理一貫した結論を導くことができないと考える。なぜならば、例えば、ZがXとYに対して、別々に「Aを殺害せよ」と教唆した結果、XとYがそれぞれ致死量の毒薬を服用させAを殺害した場合、結果回避可能性のないXとYの行為を前提としてそれを利用したZの行為につきいかなる犯罪を成立させるか不明である。結果回避可能性のない行為を利用していることから殺人未遂の教唆(203条・199条・61条1項)が成立するにもとどまると思われるが、Z自身はXY両行為を認識しており、結果回避可能性があったのであるから、因果関係ありとして殺人既遂罪の教唆(199条・61条1項)が成立するとも思われるからである。したがってC説は妥当でない。

2. 確かに、刑事責任の基礎を明確化し限定づける機能を営むためには条件関係の公式が遵守されるべきであり、結局、未遂とすることが残された方途である。したがってB説が妥当とも考えられる。

しかし、両者とも結果を発生させるのに十分な行為をしていながら、偶然他の行為者がいたために、単独で行為した場合と異なり未遂となるのはあまりに法感情に反する。また、XとYがそれぞれ独立に、故意または過失によってAに致死量の2分の1の毒薬を服薬させたため、これらが重疊的に作用してAが死亡した場合(重疊的因果関係事例)には、「X(Y)の行為がなければAの死亡なし」といえ、少なくとも条件関係が肯定されることと比較しても妥当とは思えない。

加えて、過失の場合に条件関係が否定されるとすれば過失の未遂犯となり、誰も責任を負わないことになる。そこでかかる不合理を回避すべく、各人の実行行為と発生した結果との間の条件関係を肯定し、各人に結果を帰責させる必要がある。

3. ここで、二つの行為別々に評価するのではなく、一括して取り扱おうと、両者をも取り除くと結果が発生しなかった場合には条件関係を肯定することが出来る。

確かに、共犯関係にない両者を一緒に取り扱うことは不当であるともいえる。

しかし、結果を発生させうる行為が近接した時間内に競合して行われているのであれば、両者の行為を個別に捉えるべきでなく、一括して除去すれば結果が発生しなかったと言える場合には条件関係を認め、各人との間の因果関係を肯定できると解する。このように解しても、各人について行為に予定された結果が発生しているという事実的な結びつきはあり、両者に帰責する基礎が認められる。

以上から、条件関係の公式を修正し、いずれかの行為を除去しても結果は発生するが、両者の行為を除去すれば結果が発生しない場合に条件関係を認めるA説が妥当である。

よって、検察側はA説を採用する。

VI. 本問の検討

1. X及びYの過失によりAに致死量の劇薬を支給し、Aを死亡させた行為につき業務上過失致死(211条1項前段)が成立しないか。

2. (1) そもそも、本条に言う「業務」とは社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつ、他人の生命身体に対する危険性を有する行為である。そして、本問において、X及びYは看護師であり、患者に医薬品を支給する行為は社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつ、それは患者の生命身体に危険を及ぼす危険性を有する行為なので、X及びYのかかる行為は「業務」に当たる。

また、X及びYは看護師なのだから、看護師として十分な注意を払って医療行為をする必要があるところ、過失によりAに対して劇薬を支給してしまっているので「必要な注意を怠」っている。

したがって、本問X及びYは「業務上必要な注意を怠」ったと認められ、両者には業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

(2) また、本問Aは死亡していることから、業務上過失致死罪の構成要件の結果は発生している。

ここで、因果関係が問題となる。因果関係とは、構成要件要素の一つであり構成要件とは社会通念に基づき類型化された違法有責行為類型であるところ、その判断は、条件関係を前提として、行為時に一般人が認識しえた事情及び行為者が認識していた事情を基礎事情として、当該行為から当該結果が発生することが社会通念上相当と認められる場合には、因果関係が認められると解すべきである。

前述のように条件関係修正説を採ると、X及びYの行為を両方とも取り除けば、Aの死亡結果は生じなかったのであるから、X及びYの行為とAの死亡結果に条件関係が認められる。また、両者の行為時に時を同じくして他の者が劇薬を支給することは一般人が認識しえなく、X及びYも認識していたという事情はない。よって、時を同じくして他の者が劇薬を支給することは基礎事情には含まない。

以上から判断すると、たとえ劇薬であっても、看護師であるX及びYから支給されれば、患者であるAはそうだと知らずに服用してしまうのが通常であり、その劇薬を服用すれば死亡してしまうことは社会通念上相当といえる。よって、X及びYの行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められる。

(3) したがって、X及びYの当該行為は、業務上過失致死罪の構成要件に該当する。

3. よって、X及びYの当該行為には、業務上過失致死罪の既遂罪が成立する。

VII. 結論

上記検討により、X及びYは業務上過失致死罪(211条1項)の罪責を負う。

以上